

# 令和3年度 第3回福岡地方最低賃金審議会

令和3年7月27日（火）10:15  
福岡合同庁舎本館8階 共用第9会議室

## 議事次第

### 1 開 会

### 2 議 事

#### (1) 福岡県最低賃金について

ア 福岡県最低賃金専門部会について

イ 福岡県最低賃金決定要素に係る追加資料説明について

ウ 福岡県最低賃金の改正決定に関する関係労使等からの意見について

エ 令和3年度 地域別最低賃金額改正の目安について

オ 最低賃金に係る労使の基本的な考え方について

#### (2) 福岡県特定最低賃金について

ア 「福岡地方最低賃金審議会 福岡県製鉄業、鉄鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会運営規程」「福岡地方最低賃金審議会 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程」「福岡地方最低賃金審議会 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程」「福岡地方最低賃金審議会 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会運営規程」「福岡地方最低賃金審議会 福岡県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会運営規程」の一部変更について

イ 令和3年度 特定最低賃金改正決定申出状況について

ウ 福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

エ 令和3年度 最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領（案）  
【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】について

#### (3) その他

### 3 閉 会

福岡労発基 0727 第 1 号  
令和 3 年 7 月 27 日

福岡地方最低賃金審議会  
会 長 平 木 真 朗 殿

福岡労働局長  
藤 枝 茂

福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の最低賃金について別添のとおり最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金  
（平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 2 号）
- 2 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業  
最低賃金  
（平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 6 号）
- 3 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金  
（平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 4 号）
- 4 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金  
（平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 5 号）
- 5 福岡県自動車（新車）小売業最低賃金  
（平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 3 号）

2021年6月16日

福岡労働局長 藤枝 茂 殿

日本基幹産業労働組合連合会  
福岡県本部委員長 幸野直通

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業の最低賃金改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

福岡県において、鉄鋼業（高炉による製鉄業、高炉によらない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行なわない鋼材製造業）を営む使用者に使用される労働者6,900名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

最賃の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

- ・ 労働協約上の賃金の最も低い額＝980円／時間額
- ・ 改正決定の場合は現在適用されている法定最低賃金額＝976円／時間

5. 添付書類

- (1) 労働協約の写し
- (2) 最低賃金の金額改正に関する決議文
- (3) 申請代表者に対する委任状
- (4) 福岡県における鉄鋼業の事業所数と労働者の概要





2021年6月29日

福岡労働局  
局長 藤枝 茂 殿



全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会  
福岡地方協議会 議長 大塚 宏

### 申 出 書

最低賃金法第15条の1の規程により、福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

#### 記

1 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

福岡県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 20,600人

2 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条2に基づく最低賃金審議会の決定による。

4 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

福岡県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数	20,600人
賃金の最低額に関する労働協約の適用者数と割合	8,285人 (40.2%)
最も低い労働協約の金額	155,800円/月、7,759円/日、987円/時間
現在適用されている法定最低賃金	927円/時間

5 添付書類

- ① 労働協約の写し
- ② 申出合意書および申請代表者に対する委任書
- ③ 福岡県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の労働者総数と、当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数

以 上

2021年 6月30日

福岡労働局  
局長 藤枝 茂 殿

自動車総連福岡地方協議会

議長 吉村 淳治

## 申 請 書

最低賃金法第15条の1の規定により、福岡県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

### 記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

福岡県に於いて輸送用機械器具製造業（自転車・同部品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く）を営む使用者に使用される労働者 22,900名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の基幹的労働者に代表される最低賃金の改正の決定を求めるものである。  
最低賃金額について最低賃金法15条の2に基づいて最低賃金審議会の決定とする。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。  
賃金の最低額に関する労働協約の適用者数 11,455名 (50.02%)  
福岡県に於ける輸送用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数

22,900人

(最も低い) 労働協約の金額 = 7,722円/日、966円/時間  
現在適用されている法定最低賃金 = 944円/時間

5. 添付書類

- ①労働協約の写し
- ②申請代表者に対する委任状
- ③最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳



2021年6月30日

福岡労働局  
局長 藤枝 茂 殿

自動車総連福岡地方協議会  
販売部門連絡会  
委員長 佐藤 栄一

## 申 請 書

最低賃金法第15条の1の規定により、福岡県自動車（新車）小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

### 記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲  
福岡県に於いて自動車（新車）小売業を営む使用者に使用される労働者 9,600名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名  
福岡県自動車（新車）小売業最低賃金
3. 申し出の内容  
上記2の基幹的労働者に代表される最低賃金の改正の決定を求めるものである。  
最低賃金額について最低賃金法15条の2に基づいて最低賃金審議会の決定とする。
4. 申し出の理由  
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。  
賃金の最低額に関する労働協約の適用者数 7,748名（80.7%）  
福岡県に於ける自動車（新車）小売業を営む使用者に使用される労働者数 9,600人  
(最も低い) 労働協約の金額 = 7,395円/日、986円/時間  
現在適用されている法定最低賃金 = 941円/時間
5. 添付書類
  - ①労働協約の写し
  - ②申請代表者に対する委任状
  - ③最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳



以上



令和3年6月30日

福岡労働局  
局長 藤枝 茂 殿



UAゼンセン福岡県支部

支部長 西 央人

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正の決定を求める申出を行う事に合意し、下記の通り申し出る。

—記—

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

福岡県において、百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者 16,000 名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

福岡県において百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
  - (2) 雇い入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中の者
  - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
  - (4) 倉庫番、包装、袋詰め、場内整理、検品又は容器の洗浄の業務に従事する者
- 以上 約 16,000 人

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金

4. 申出の内容

上記3の最低賃金の決定を求める。尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

## 5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね 3 分の 1 程度に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 5,491 名

福岡県の百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者数 16,000 名

現在最も低い労働協約の金額 = 900 円 (時間額)

現在適用されている法定最低賃金額 = 889 円 (時間額)

## 6. 添付書類

### (1) 労働協約の写し

最低賃金に関する協定書又は確認書等はこれまでと同様

### (2) 申出合意書及び委任状

最低賃金法 15 条の 1 の規定により、福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定を求める申し出に合意し、当該申し出に係わる事項一切について、下記 1 の者に委任します。

### (3) 福岡県における百貨店、総合スーパーの事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数

### (4) 所定労働時間数及び所定労働日数

百貨店、総合スーパー (J551) の最低賃金に合意する者の内訳と申出に係わる企業における労使協定の最低賃金、所定労働時間及び所定労働日数

以上





報道関係者各位

2021年7月6日(火)

<<お問い合わせ>>

組織・労働条件局

副事務局長 小陳 武志

副事務局長 重信 和己

電話 092-283-5552

## 2021 春季生活闘争 連合福岡第7回(最終)回答集計結果について

厳しい交渉環境下においても、労使の責任において、  
真摯な交渉が行われた結果と受け止める。

6月末時点で月例賃金改善を要求した190組合のうち、9割に近い173組合が妥結し、300人未満の組合で127組合と昨年同時期に比べ37組合増となっています。

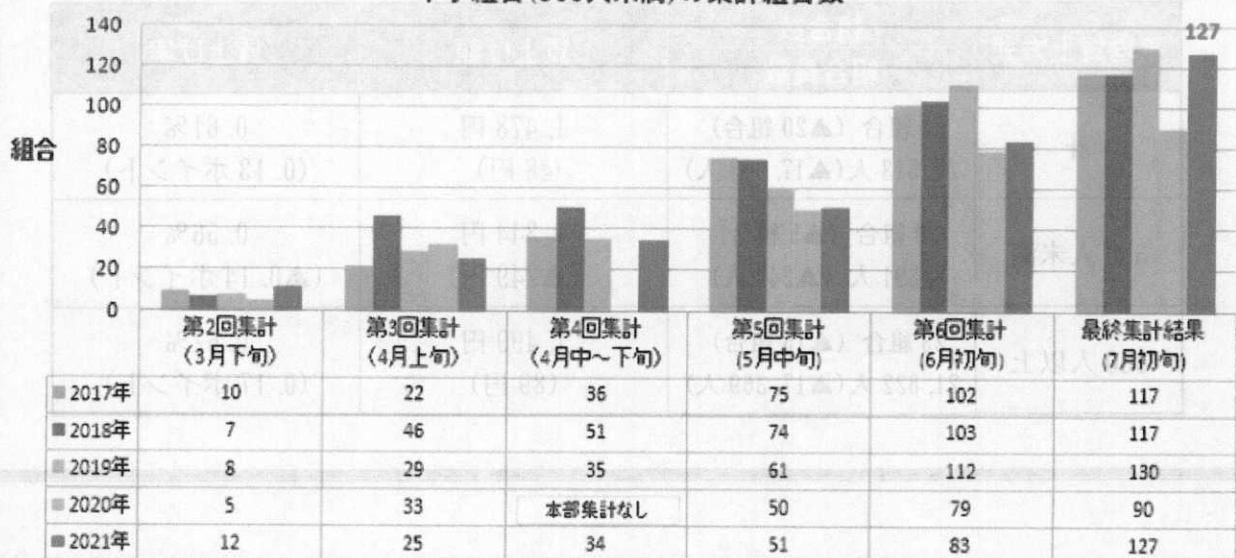
「感染症対策と経済の自律的成長」の両立と「社会の持続性」の実現をめざし、誰もが安心・安全に働くことのできる環境整備と分配構造の転換につながり得る賃上げの取り組みを進めてきた結果、定昇相当分込み賃上げ額(全体173組合)で5,134円(昨年同時期比281円減)となりました。

とりわけ、賃上げが明確にわかる組合の賃上げ額(ペア)は全体で1,478円と、昨年同時期を48円上回った結果となっています。

厳しい交渉環境下であっても、自らの賃金水準にこだわり粘り強く交渉したことにより、ここ数年の賃上げの流れを引き継ぐことができました。

「連合福岡2021年春季生活闘争まとめ」は、本集計結果の詳細分析などを踏まえ、連合福岡第24回執行委員会(2021.8.27)にて提起します。

中小組合(300人未満)の集計組合数





(火) 7月6日 午後15時  
<<おひかり同報>>  
福岡県労働組合連合会

連合福岡新聞

連合福岡は、連合本部の第7回回答集計結果（7月5日公表<別添>）を基に、福岡県の集計を行いましたので、ここにご報告します。

## 【概要】

※（ ）は、前年同時期対比

- ◎定昇込み平均賃上げ方式で 173 組合（31 組合増）が回答を引き出し、回答額（組合員数加重平均）は、5,134 円（281 円減）、賃上げ率 1.91%（0.13 ポイント減）となった。
- ◎300 人未満の中小労組では、127 組合（37 組合増）で回答を引き出し、回答額（組合員数加重平均）は、4,407 円（265 円減）、賃上げ率 1.84%（0.11 ポイント減）となった。

平均賃上方式	組合数	定昇相当分込み 賃上げ額	定昇相当分込み 賃上げ率
	組合員数		
計	173 組合 (31 組合増) 63,160 人 (▲1,549 人)	5,134 円 (▲281 円)	1.91% (▲0.13 ポイント)
300 人未満	127 組合 (37 組合増) 9,994 人 (366 人)	4,407 円 (▲265 円)	1.84% (▲0.11 ポイント)
300 人以上	46 組合 (▲6 組合) 53,166 人 (▲1,915 人)	5,265 円 (▲277 円)	1.92% (▲0.13 ポイント)

- ◎賃上げが明確に分かる組合の賃上げ額は、1,478 円（48 円増）、賃上げ率 0.61%（0.13 ポイント増）となり、300 人未満の中小労組については、29 組合で、賃上げ額は、1,344 円（249 円減）、賃上げ率 0.56%（0.14 ポイント減）となった。

平均賃上方式	組合数	賃上げ額	賃上げ率
	組合員数		
計	52 組合 (▲20 組合) 25,513 人 (▲17,613 人)	1,478 円 (48 円)	0.61% (0.13 ポイント)
300 人未満	29 組合 (▲5 組合) 3,891 人 (▲244 人)	1,344 円 (▲249 円)	0.56% (▲0.14 ポイント)
300 人以上	23 組合 (▲15 組合) 21,622 人 (▲17,369 人)	1,499 円 (89 円)	0.62% (0.17 ポイント)

以上



## 1. わが国の経済・物価の現状

わが国の景気は、内外における新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状態にあるが、基調としては持ち直している。海外経済は、国・地域ごとにばらつきを伴いつつ、総じてみれば回復している。そうしたもとの輸出や鉱工業生産は着実な増加を続けている。また、企業収益や業況感は全体として改善している。設備投資は、一部業種に弱さがみられるものの、持ち直している。雇用・所得環境をみると、感染症の影響から、弱い動きが続いている。個人消費は、飲食・宿泊等のサービス消費における下押し圧力が強く、足踏み状態となっている。住宅投資は下げ止まっている。公共投資は緩やかな増加を続けている。わが国の金融環境は、企業の資金繰りに厳しさがみられるものの、全体として緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品、以下同じ）の前年比は、感染症や携帯電話通信料の引き下げの影響がみられる一方、エネルギー価格は上昇しており、足もとでは0%程度となっている。また、予想物価上昇率は、横ばい圏内で推移している。

## 2. わが国の経済・物価の中心的な見通し

### (1) 経済の中心的な見通し

先行きのわが国経済を展望すると、当面の経済活動の水準は、対面型サービス部門を中心に、新型コロナウイルス感染症の拡大前に比べて低めで推移するものの、回復していくとみられる。すなわち、ワクチン接種の進捗などに伴い感染症の影響が徐々に和らぎ、外需の増加や緩和的な金融環境、政府の経済対策の効果が経済を支えるなかで、所得から支出への前向きな循環メカニズムも働いていくと考えられる。その後、感染症の影響が収束していけば、所得から支出への前向きな循環メカニズムが強まるもとの、わが国経済はさらに成長を続けると予想される。

この中心的な見通しでは、感染対策と経済活動の両立が図られるもとの、感染症の影響は、ワクチン接種の進捗などにより、先行き徐々に和らぎ、見通し期間の中盤に概ね収束していくことを想定している。さらに、わが国において、感染症の影響が収束するまでの間、企業や家計の中長期的な成長期待が大きく低下せず、金融システムの安定性が維持されるもとの金融仲介機能が円滑に発



資料2 日銀短観雇用人員判断DI（「過剰」－「不足」・%ポイント）

	2008年6月調査		2009年6月調査		2019年6月調査		2020年6月調査		2021年6月調査	
	最近	先行き	最近	先行き	最近	先行き	最近	先行き	最近	先行き
大企業	製造業	-5	-5	24	-14	-15	3	-2	-5	
	非製造業	-14	-17	4	-29	-30	-16	-10	-13	
	全産業	-9	-11	14	-21	-22	-6	-7	-8	
中堅企業	製造業	-3	-5	29	-23	-24	7	-9	-13	
	非製造業	-8	-13	8	-40	-43	-17	-18	-21	
	全産業	-6	-9	16	-34	-36	-6	-14	-17	
中小企業	製造業	3	0	34	-26	-29	13	-7	-11	
	非製造業	-6	-6	11	-41	-47	-19	-22	-29	
	全産業	-3	-4	19	-36	-41	-7	-16	-21	
全規模合計	製造業	-1	-3	29	-22	-24	7	-7	-10	
	非製造業	-7	-10	9	-39	-44	-17	-18	-24	
	全産業	-5	-7	17	-32	-35	-6	-14	-17	

\*リーマンショック2008年9月

### 資料3 生活費借りることができる特例貸付 1年3か月で決定額1兆円超に

仕事を失った人などが、当面の生活費を借りることができる国の制度は、去年3月に新型コロナウイルスの影響を受けた人にも対象が広がってから1年3か月で、貸付の決定額が1兆円を超えたことが分かりました。(略)リーマンショック後の平成21年からの2年間の(略)金額にして490億円余りで、今回の方が期間が短いにもかかわらず、すでに当時の20倍を超えています。 **2021年7月13日 NHK**

#### 緊急小口資金等の特例貸付

7月10日時点速報値

累計支給申請件数 2,543,274件

(前週比 +23,546件)

累計支給決定件数 2,467,186件

(前週比 +31,299件)

累計支給決定額 10,677.95億円

(前週比 +155.72億円)

(厚生労働省 HP より)

### 資料4 正社員以外の労働者で主な収入源が「自分自身の収入」である人の割合(%)

	平成15年	平成19年	平成22年	平成26年	令和元年
正社員以外の労働者計	42.8	45.4	49.1	47.7	51.8
うち男性	—	77.2	82.3	80.0	88.3
うち女性	—	26.7	29.6	29.3	31.1

厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」より

### 資料5

#### 令和2年賃金構造基本統計調査

短時間労働者の都道府県別1時間当たり所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

##### 1時間当たり所定内給与額 (円)

北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島
1209	1098	1121	1226	1161	1196	1136

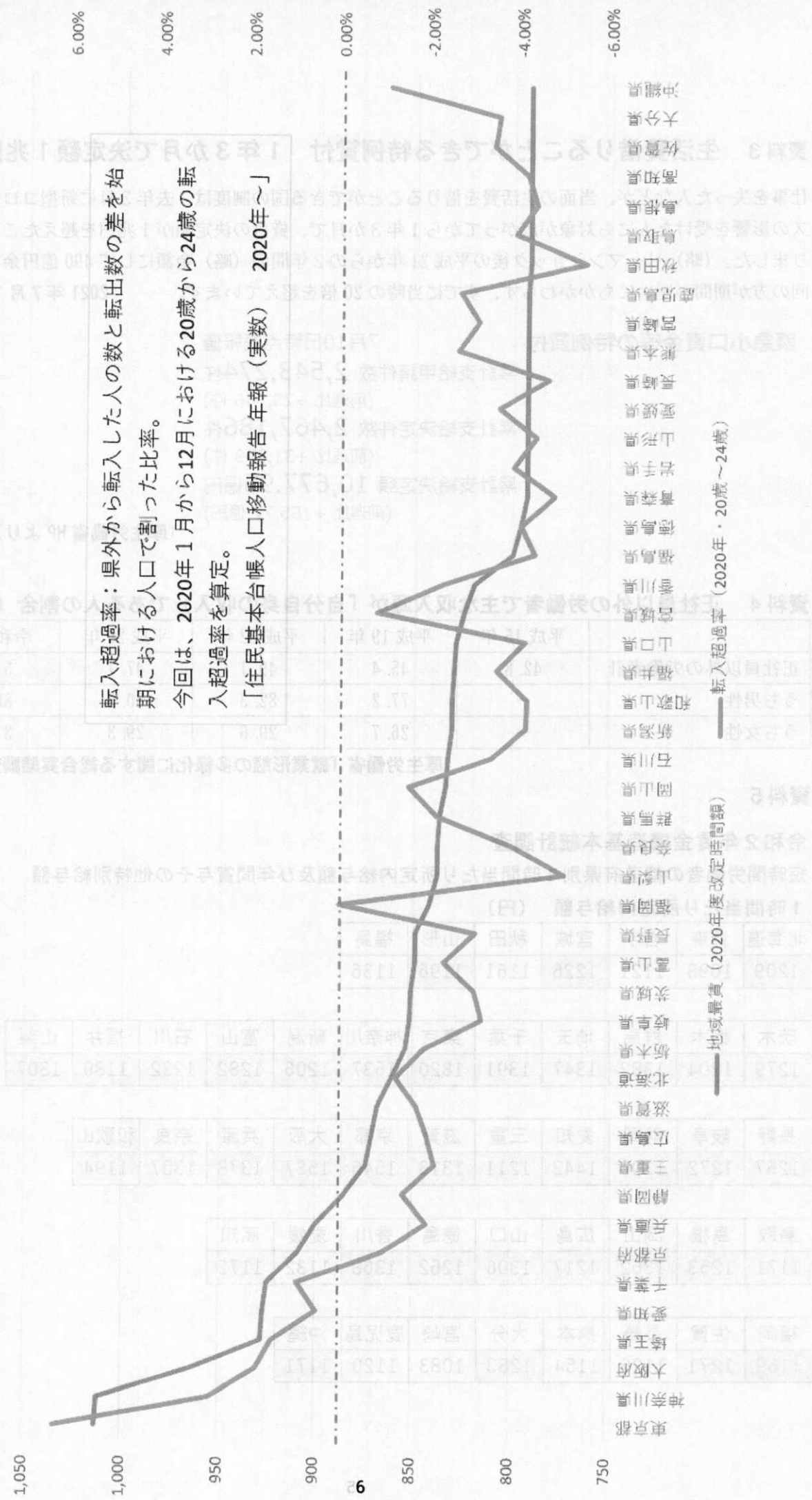
茨木	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨
1279	1204	1382	1347	1391	1820	1537	1206	1282	1232	1189	1307

長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
1267	1272	1309	1443	1211	1313	1546	1587	1378	1307	1194

鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知
1171	1253	1362	1217	1306	1262	1368	1132	1172

福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
1169	1271	1126	1154	1283	1083	1120	1171

## 資料6 最低賃金額と転入超過率（20歳～24歳）の相関





## 資料7 北九州市 全国最大2.1万人減

### 20年国勢調査 福岡市人口増2位

総務省が25日発表した2020年国勢調査の速報値によると、総人口は1億2625万人6568人で、15年の前回調査から約86万8千人(0.7%)減少。全1719市町村のうち、82.4%に当たる1416市町村で人口が減った。北九州市は、全市町村で最も多い2万1664人(2.3%)減、長崎市が3番目に多い2万203人(4.7%)減だった。一方、福岡市が全国で2番目に多い7万4680人(4.9%)増となるなど、人口増加は一部の都市部だけに集中。地方の過疎化、縮小が一層加速している実態が鮮明となった。

6月26日西日本新聞朝刊

## 資料9 最低賃金法第1条

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

## 資料10 世界の富 1年で3180兆円増

株高で最高、富裕層に偏在

資産1億円超、500万人拡大

6月24日日経新聞朝刊

## 資料11 雇用維持との両立が前提だ

### 最低賃金アップ

政府は、賃金引上げと同時に設備投資を行った中小企業に、最大450万円を補助する制度を設けている。だが、手続きが煩雑で、利用は低調だ。書類を減らして使い勝手を良くし、補助額の引き上げも検討してもらいたい。

7月18日読売新聞朝刊社説

資料 8 主要経済指標比較

県名	地賃順位	地賃額	福岡差額	県内総生産	製造品出荷額	商業年間販売額
兵庫	8位	900円	58円	7位	5位	8位
静岡	9位	885円	43円	10位	4位	12位
三重	10位	874円	32円	19位	9位	24位
広島	11位	871円	29円	12位	10位	10位
福岡	19位	842円	-	9位	11位	4位

出典：福岡県HP「F・ポジション」より  
 県内総生産：H26 総務省統計局「社会生活統計指標」  
 製造品出荷額等：H27 総務省統計局「社会生活統計指標」  
 商業年間販売額：H25 総務省統計局「社会生活統計指標」

## 資料 12 令和3年第11回経済財政諮問会議資料（7月21日開催）

### 最低賃金を引き上げやすい環境整備

#### I 新型コロナウイルス感染拡大の影響によって特に厳しい業況にある中小企業等の雇用維持に対する支援（雇用調整助成金等）

- 年末までは特に業況の厳しい企業への配慮を継続するとともに、原則的な措置を含めてリーマンショック時（中小企業 最大9/10）以上の助成率を維持する
- 業況特等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる10月から年末までの3か月間、休業規模要件を問わずに支給する（※緊急雇用安定助成金（一般会計）で対応）
- コロナ下における特例として、企業グループ内での在籍型出向により雇用維持を図る企業についても、産業雇用安定助成金の助成対象とする

#### II 中小企業・小規模事業者の生産性向上支援策

- 事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金の取組を進める。
  - ✓ コロナ禍で特に影響を受けている事業主（前年又は前々年比較で売上等30%減）等への特例
    - ・ 引上げ対象人数の拡大（最大「10人以上」のメニュー新設）
    - ・ 助成上限額の引上げ（450万円→600万円）
    - ・ 設備投資等の範囲の拡充（賃上げ30円以上とする場合、生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に）
  - ✓ 全事業主を対象とする特例
    - ・ 45円コースを新設
    - ・ 同一年度内の複数回申請・受給を認める
- 事業再構築補助金・中小企業生産性革命推進事業の運用改善
  - ✓ 厳しい業況にある中小企業・小規模事業者や、より積極的に賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者を集中的に支援するため、事業再構築補助金や中小企業生産性革命推進事業について、使い勝手の向上を図りつつ、特別枠の設定や、補助上限額の見直し、経営実態・企業規模を踏まえた運用見直しを行う。  
（例えば、事業再構築補助金においては、通常2/3の補助率を3/4に引き上げた最低賃金特別枠の創設や、通常枠の上限額を従業員規模に応じ、最大8,000万円に引き上げる等の見直しを実施。）

#### III 下請取引の適正化

- サプライチェーン全体の共存共栄に向けて、価格決定方法等の取引適正化に重点的に取り組むことを企業が宣言する「パートナーシップ構築宣言」を推進し、今年度中に2,000社となるよう、更なる利用拡大を図る。
- 最低賃金を含む労務費等の上昇分の価格転嫁協議が促進されるよう、9月を「価格交渉促進月間」として設定し、下請Gメンが重点的に調査
- 最低賃金改定に際して、率先垂範の立場から、官公庁は、官公需の受注事業者からの申し出の有無に関わらず、契約金額の見直しの必要性を確認

#### IV 既存施策の推進による収益力強化

- AI・ICT活用等を盛り込んだ生産性向上マニュアルの作成やセミナーの開催等による生活衛生関係営業収益力向上の推進
- 地域全体で魅力と収益力を高めるための既存観光拠点の再生や地域の観光資源の磨き上げを通じた、宿泊施設・観光地の収益力向上支援等を推進

#### V 厳しい業況を乗り越えるための更なる支援策の検討

- 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化で厳しい業況に追い込まれている中小企業・小規模事業者に対し、売上減少等の状況や最低賃金引上げ等に伴う雇用コスト増を十分に踏まえた激変緩和の観点から、事業存続・雇用維持に向けた支援策の強化について、与党における検討も踏まえながら、順次実行



# 「新型コロナウイルス感染症の影響下における 中小企業の経営意識調査」 ～調査・分析結果のポイント～

2021年5月13日

東京商工リサーチ調査（令和2年度内閣府請負調査）  
内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付 産業・雇用担当

10

第6回経済財政諮問会議(5/14)  
配布資料1

## 1. 調査の概要 調査の概要と分析の結果

- 全国の16,000社の中小企業（中小企業基本法による）へWEBアンケート調査を実施。有効回答は4151社（回答率26%）。
- 調査時期は2021年2月19日～3月15日。
- 本調査は、新型コロナウイルス感染症拡大が中小企業の経営に与えている影響や、最低賃金を含む賃金相場の上昇とそれに対する対応策、働き方改革等に関する中小企業の経営意識等について調査したものである。

## 2. 主な結果

### (1) 最低賃金の引上げを含む賃金相場が上昇した場合の対応策について：

- ・ 中小企業は、賃金相場の上昇への対応策として、「人件費以外の経費削減」のほか、「業務効率改善への取組による収益力向上」、「製品サービスの新開発/提供方法の見直し」等の前向きな取組を上位に挙げており、また、「設備投資の抑制」よりも「システムや設備の導入による生産性向上」の割合が上回る。
- ・ 「雇用の削減」と回答した割合が1割程度。とりわけ、地方（C・Dランク※地域）の中小企業ほど、「雇用の削減」と回答した割合は低い。

### (2) 最低賃金の引上げを含む賃金相場の上昇に対応するために必要な支援策について：

- ・ 最低賃金近傍の従業員を抱える中小企業は、「景気対策」を最も必要な支援として回答、次いで、「生産性向上に向けた設備投資支援」、「人材育成・教育訓練・技能訓練支援」。
- ・ 他方、賃上げに積極的な中小企業は、「生産性向上に向けた設備投資支援」、「人材育成・教育訓練・技能訓練支援」を「景気対策」より優先して回答。

### (3) 非正社員の賃上げを実施することによる効果・負担について：

- ・ 賃上げで見込まれる効果については、「社内人員の士気向上・定着」が最も回答割合が高い。
- ・ 賃上げで見込まれる負担としては「利益の圧縮」と回答した割合が高く、「投資向けの資金の減少」は最も低い。

### (4) 同一労働同一賃金への対応について：

- ・ 2021年4月施行の同一労働同一賃金について、処遇改善などの対応を予定している企業は約4割。

### (5) テレワークについて：

- ・ テレワークを導入している中小企業は2割程度、今後取り組むことを予定している企業を合わせると約3割。

※全道府県を経済実態に応じ、ABCD4つのランクに分けたもの。

厚労省の中央最低賃金審議会では、各ランクの改定額の目安を示し、その目安額を踏まえ、都道府県別の地方最低賃金審議会において改定額の審議が行われる。

参考3. コロナ関連の各種支援策の利用度・認知度

- コロナ支援策全般に認知度は8割以上と高い。
- 「融資」は利用した割合が40%超、「雇用調整助成金」は利用した割合が30%超。

表16

単位：%

支援策	利用した(過去も含めて)	従業員に休業をさせていないため、利用していない	売上減等の支給要件に達していないため、利用していない	休業をさせているが、資金不足により休業手当を支払っていないため、利用していない	制度を知らない
雇用調整助成金の利用実績について	31.3	45.3	14.5	1.1	7.8
従業員による休業支援金の利用実績について	6.1	57.8	15.9	5.0	15.2
Go To キャンペーン	16.1	11.2	15.2	52.5	4.9
政府系金融機関による無利子・無担保などの融資	40.2	3.0	10.7	38.0	8.0
民間金融機関による信用保証付き融資・制度融資	35.4	9.6	6.4	38.6	9.9
返済繰延、借入条件変更等	10.0	4.6	9.4	56.4	19.7

23

13

参考4. 働き方改革・生産性向上等の各種支援策の利用度・認知度①

- 「小規模事業者持続化補助金」を利用した割合は3割程度。「キャリアアップ助成金」、「ものづくり補助金」、「トライアル雇用助成金」は1割程度。
- 「キャリアアップ助成金」、「業務改善助成金」、「人材確保等支援助成金」、「産業雇用安定助成金」、「トライアル雇用助成金」、「働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)」は認知度が5割以下。

表17

単位：%

支援策	知っているが利用していない	知らない
キャリアアップ助成金	9.3	35.6
ものづくり・商業サービス生産性向上促進補助金	3.7	4.1
小規模事業者持続化補助金	22.2	5.5
サービス等生産性向上IT導入支援助成金	3.3	2.4
業務改善助成金	0.6	0.3
人材確保等支援助成金	1.0	0.9
産業雇用安定助成金(仮称)	0.5	0.2
トライアル雇用助成金	1.5	7.2
働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)	2.0	0.6



参考5. 働き方改革・生産性向上等の各種支援策の利用度・認知度②

第6回経済財政諮問会議(5/14)  
配付資料1

○「所得拡大促進税制」、大企業が主に取り組むべき「下請け取引ガイドライン」、「パートナーシップ構築宣言」を利用した割合は1割未満で、認知度ともに低い。

表18 単位：%

	利用している 直近2年以内の利用を含む	過去に利用したことがある	利用したことはないが、 今後利用したい	知っている、あるいは聞いた ことはあるが、利用はしない	知らない
所得拡大促進税制	1.3	1.1	6.9	20.4	70.3
下請適正取引等の推進 のためのガイドライン	0.9	0.3	6.5	28.6	63.6
パートナーシップ構築宣言	0.2	0.0	4.9	20.2	74.7

業務改善助成金 令和2年度都道府県別実績

(件)

北海道	18
青森	11
岩手	11
宮城	10
秋田	5
山形	16
福島	9
茨城	11
栃木	10
群馬	7
埼玉	15
千葉	17
東京	30
神奈川	27
新潟	6
富山	3
石川	18
福井	6
山梨	4
長野	10
岐阜	4
静岡	17
愛知	32
三重	11
滋賀	14
京都	16
大阪	21
兵庫	22
奈良	8
和歌山	5
鳥取	10
島根	13
岡山	26
広島	20
山口	7
徳島	2
香川	7
愛媛	9
高知	10
福岡	36
佐賀	17
長崎	11
熊本	22
大分	9
宮崎	16
鹿児島	9
沖縄	8
全国計	626



コロナ危機克服、生活改善、地域経済の好循環に向けた生活保障賃金の確立を  
 福岡県の最低賃金 842 円を 1,000 円以上に引き上げ  
 全国一律で時間額 1,500 円以上の最低賃金実現を求める要請

福岡地方最低賃金審議会会長 様  
 福岡労働局長 藤枝 茂 様

2021年 月 日

● 要 請 趣 旨 ●

日頃から、働く者の労働条件の改善、くらしの向上、また新型コロナウイルス感染拡大防止対策の影響による各種支援金の申請等の業務にご尽力のことと存じます。

さて、昨年からのコロナ感染拡大で、日本経済が深刻な停滞に陥っています。そうした中、「エッセンシャルワーカー」と呼ばれる労働者の多くは低賃金・不安定雇用のなかではたらき国民の暮らしを支えています。

中小零細企業で働く労働者やフリーランスと呼ばれる個人事業主は、大幅な収入減や解雇・失業の危機にさらされています。こうした労働者が安心して暮らせる状況を作るためには、売り上げや収入が落ち込んでいる事業者を直接支援して事業の継続を促すとともに、最低賃金の引き上げなどによる低賃金の是正が不可欠です。

昨年は中央最低賃金審議会が目安額を示さない中でも、最低賃金の引き上げと地域間格差の是正を求める地方の切実な声が、47 都道府県のうち 40 県の引き上げに繋がったことを中央最低審議会も地方最低賃金審議会も重く受け止めなければなりません。

福岡県議会では昨年 12 月、景気回復には労働者の賃金を引き上げ、GDP の 6 割を占める国民の消費を引き上げることが不可欠であり、また若い労働者が流失することで地域経済の疲弊をもたらし、自治体税収の減少をもたらしていること、雇用維持のためには経営基盤が厳しい中小企業への支援強化が求められるとして「最低賃金の引き上げとコロナ禍における中小企業支援の拡充に関する意見書」が全会一致で採択されました。

以上のことから、私たちは、最低賃金の引き上げと大胆な中小企業支援策がコロナ危機克服と貧困に苦しむ労働者救済の絶対条件だと考え、貴職に下記の通り要請します。

● 要 請 事 項 ●

1. 福岡県の最低賃金 842 円を今すぐ 1,000 円以上に引き上げ、早急に 1,500 円以上を実現するための議論を開始すること
2. 中央最低賃金審議会と国に対し全国一律最低賃金制度の実現を求めること。
3. 国に対し、最低賃金引き上げのために中小企業が一番の支援策として求めている「福岡労務基金保険料負担の軽減」など実効的な支援策の拡充を求めること。
4. 福岡地方最低賃金審議会のすべての審議会や専門部会の公開・傍聴を実現するとともに、福岡県労連所属の労働者が意見陳述する機会を必ず設けること。



7/15 1614 筆 福岡県労働組合総連合  
 7/21 1616 筆 福岡県労働組合総連合  
 7/26 212 筆 福岡県労働組合総連合